

東京都固定資産評価審査委員会の行政手続等に係る標準処理期間に関する要綱

令和7年4月1日 6東固評委第60号

(目的)

第1条 この要綱は、東京都固定資産評価審査委員会（以下「委員会」という。）の行政手続等に係る標準処理期間を定め、事務処理の迅速かつ適正な執行を確保することによって、行政運営における公正の確保及び透明性（行政上の意思決定について、その内容及び過程が都民にとって明らかであることをいう。）の向上を図り、都民の利便性の向上に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 条例等 条例、東京都規則及び要綱、要領その他の事務処理の基準として都の機関が定める内部規程（通達・通知の形式によるものを含む。）をいう。
- (2) 申請 法令及び条例等に基づき、行政庁の許可、認可、免許その他の自己に対し何らかの利益を付与する処分（行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為をいう。以下同じ。）を求める行為であって、当該行為に対して行政庁が諾否の応答をすべきこととされているものをいう。
- (3) 申請等 申請に加え、法令及び条例等に基づく届出、報告、相談、申込、請求、苦情申出その他の都の行政手続等における都民等の各種行為を総称したものをいう。
- (4) 許認可等 申請に基づいて処理する行政手続等をいう。
- (5) 通知等 処分の通知その他申請等に基づいて委員会が行う通知（不特定の者に対して行うものを除く。）をいう。
- (6) 標準処理期間 申請等の処理に通常要する期間をいう。
- (7) オンライン標準処理期間 標準処理期間のうち、電子情報処理組織（都の機関の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）とその申請等の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用する方法により申請等が行われた場合の期間をいう。
- (8) オンライン標準処理期間以外の標準処理期間 標準処理期間のうち、前号の電子情報処理組織を使用する方法以外の方法（書面等という。以下同じ。）により申請等が行われた場合の期間をいう。
- (9) 経由機関 法令及び条例等により申請の提出先が委員会と異なる機関に定められている場合の当該機関をいう。
- (10) 受付機関 届出等の提出先が委員会と異なる機関に定められている場合の当該機関をいう。
- (11) 経由日数 申請等が経由機関又は受付機関の事務所に到達してから委員会の事務局に到達するまでに通常要する日数をいう。

(委員会の責務)

第3条 委員会は申請等について、原則として標準処理期間（オンライン標準処理期間及びオンライン標準処理期間以外の標準処理期間）をそれぞれ定めるものとする。

2 委員会は、申請等について、前項にて標準処理期間を定めたときは、当該期間内に処理するよう努めるものとする。

3 委員会は、申請等に係る審査等の進行状況及び当該申請等に対する処分等の時期の見通しを明らかにするよう努めるものとする。

(標準処理期間)

第4条 標準処理期間は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ別表に定めるとおりとする。

- (1) オンライン標準処理期間
- (2) オンライン標準処理期間以外の標準処理期間（書面等により申請等が行われた場合の標準処理期間）

(標準処理期間の算定)

第5条 標準処理期間は、申請等が委員会（経由機関又は受付機関がある場合は、当該機関の事務所）の事務局に到達した日（期間を定めて申請等を受け付ける場合は、当該申請等の期間の締切日）から起算して委員会が申請等をした者に対して通知等を行う日までの日数とする。

2 標準処理期間は、法令、条例等により定められている国、他の地方公共団体等関係機関への協議及び照会並びに審議会、審査会等における審議、審査等に要する日数を含むものとする。

3 次に掲げる期間は、標準処理期間に算入しないものとする。

- (1) 東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第10号)第1条に定める休日の日数
- (2) 申請等の形式上の要件に係る不備等の理由による補正に必要な書類等の追加に要する日数

別表

項番	事務名	根拠法令等	オンライン標準処理期間			オンライン標準処理期間以外の標準処理期間（書面等により申請等が行われた場合の標準処理期間）			区分	備考
			標準処理期間（日）	経由機関 又は 受付機関	経由日数 （標準処理 期間内の日 数）	標準処理 期間 （日）	経由機関 又は 受付機関	経由日数 （標準処理 期間内の日 数）		
1	公文書の開示請求	東京都情報公開条例第5条				14			2	翌日から起算し、休日を含む。
2	保有個人情報開示請求	個人情報の保護に関する法律第76条第1項				14			1	・個人情報の保護に関する法律第83条第1項で請求があった日から30日以内と規定 ・本件の処理機関は翌日から起算し、休日を含む。
3	保有個人情報訂正請求	個人情報の保護に関する法律第90条第1項				30			1	翌日から起算し、休日を含む。
4	保有個人情報利用停止請求	個人情報の保護に関する法律第98条第1項				30			1	翌日から起算し、休日を含む。

※「区分」1：法令を根拠とする許認可等、2：条例等を根拠とする許認可等、3：許認可等以外の行政手続等